

「第二次財政再建推進プラン」に関する意見書

長期不況のもとで住民生活を守ることや、少子化、高齢化社会への対応を初め、住民に身近な基礎的自治体である区市町村が、切実で多様な住民要求にこたえる仕事をするのが今ほど求められているときはない。これを支える東京都政の役割もまた重要さを増している。

この大事なときに、区市町村への補助を初め補助事業全体を切り下げる動きを東京都が強めているのは重大である。

東京都は、この10月を目途に「第二次財政再建推進プラン」を策定し、来年度予算編成からあらゆる都民施策の聖域なしの「見直し」を行おうとしている。その内容と方向は、都財務局が今年6月に発表した小冊子「途半ばにある財政再建」や7月に明らかにされた「第二次財政再建推進プラン・中間のまとめ」でうかがい知ることができる。

小冊子は、「高止まりしている経常経費」をやり玉に上げ、中でも「補助金」について、“補助金は都の一般歳出の4分の1を占める”“区市町村への補助が最も多い”“任意補助が多く、少額補助は事務が煩雑で行政効率が悪い”“長期継続している補助を時代変化に適合させていくべき”“高率補助、高い補助水準は弊害を生じる”など、ありとあらゆる「理由」を挙げて、廃止・縮小していくことを示唆している。

市町村調整交付金や市町村振興交付金など小冊子の資料の中で名指しされているものを初め、あらゆる都の補助事業が、都民生活に密着しており、廃止・縮小されるようなことになれば、都民生活に大きな影響を与えるだけでなく、区市町村の財政運営を立ち行かなくする恐れがある。市町村へは補助事業で、23区では都区財政調整制度に算入されている事業も、市町村で見直しが行われれば、財政調整交付金の算定に連動させられる危険がある。

都民生活を支えなければならないときに、都がその責任を放棄し、都民と区市町村に大きな痛みを押しつけることはやるべきではない。「住民の福祉の増進」という地方自治の本旨に立ち返って、都民施策の拡充に力を尽くすべきである。

よって、本市議会は、都民の暮らしと福祉を後退させ、区市町村の財政に打撃を与えることになる「第二次財政再建推進プラン」の策定を中止するよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 9月25日

三鷹市議会議長 榛澤茂量